コンプレッション制度の機能向上等に伴う 「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

当社は、金利スワップ取引に係る清算業務に関し、債務負担済取引の残高圧縮機能(コンプレッ ション機能)について、より高い利便性を提供するため、当社が解約内容等を提案する方式でのコ ンプレッション機能(以下「JSCC提案型コンプレッション」という。)を導入するとともに、 当社の清算参加者等の利便性の向上を図るため、TIBOR取引に係る残存期間を拡大し、また、 円建て金利スワップの前後スタブ付取引を清算対象とするため、金利スワップ取引清算業務に関す る業務方法書等について、別紙のとおり、所要の改正を行う。

また、当社は、FMI原則の追加ガイダンスを踏まえたリスク管理制度見直しの一環として、金 利スワップ取引に係る清算基金所要額の算出頻度を現行の週次から日次に変更するため、金利スワ ップ清算基金所要額に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ. 改正概要

1. JSCC提案型コンプレッション

(1). 申込み等

・ISCC提案型コンプレッションの利用を希望する清算参加者は、 |・金利スワップ取引清算業務 当社に対して、事前に利用に係る意思表示を行ったうえで、JS CC提案型コンプレッションの対象取引を選定し当社に申込みを 行い又は必要に応じて撤回を行う。

考) (備

- に関する業務方法書(以下 「IRS業務方法書」とい う。) 第53条の2の4等
- ・金利スワップ取引清算業務 に関する業務方法書の取 扱い(以下「IRS業務方 法書の取扱い」という。) 第30条の4の2等

(2). コンプレッションの実施等

- ・当社は、清算参加者から申込みを受けた対象取引等に基づき、J |・IRS業務方法書第53条 SCC提案型コンプレッションにより終了する清算約定及び新た に成立する清算約定の内容について、清算参加者に対して提示す・IRS業務方法書の取扱い る。
- ・清算参加者は、ISCC提案型コンプレッション実施日の前当社 営業日に提示される提案内容を確認の上、ISCC提案型コンプ レッションへの参加に係る承諾を当社に行う。
- ISCC提案型コンプレッションの申込みを行ったすべての清算 参加者から当社に対して当該承諾がなされた場合、当社は、証拠 金預託額の十分性等のJSCC提案型コンプレッション成立要件 を充足していることを確認したうえで、JSCC提案型コンプレ ッションを成立させる。

- の2の4等
- 第30条の4の2等

- ・JSCC提案型コンプレッションの成立により、取引の一部を満 期到来前に解約するとともに、新規の清算約定(担保型)を成立 させる。
- ・JSCC提案型コンプレッションに係る解約手数料は、コンプレ ッション成立日の翌々当社営業日に、当社と該当する清算参加者 との間で授受する。

(3). 清算委託者が行う清算約定(委託分)に関する申込み等

- ・清算委託者は、清算参加者に対してJSCC提案型コンプレッシ |・JRS業務方法書第57条 ョンへの利用に係る意思表示、対象取引の申込み、当該申込みの 撤回、又は承諾に係る指図を行うものとする。
- ・清算参加者は、当該指図に基づき、当社に対して清算委託者の利 用に係る意思表示等を行うものとする。

(4). コンプレッション手数料

・清算参加者又は清算委託者ごとに、JSCC提案型コンプレッシ ョンにより解約された取引の件数から新規に成立する清算約定の 件数を削減した件数1件につき、以下のとおりの金額とする。

対象件数	適用手数料	
	(1件あたり)	
2,500件以内	6,000円	
2,501件以上5,000件以内	3,600円	
5,001件以上	1,200円	

- 各段階の対象件数部分に対して、その段階の手数料が適用される。 (対象件数の計算は、1計算年度(4月から翌年3月まで)ごと に実施する。)
- ・株主清算参加者及びそのアフィリエイトにあっては、上記の料金 について、コンプレッション手数料の年度上限額を適用する。
- 2. 円建て金利スワップの清算対象の拡大
 - ・日本円TIBOR (D-TIBOR) の清算対象取引に係る残存 期間を20年まで拡大し、ユーロ円TIBOR (Z-TIBOR) の清算対象取引に係る残存期間を30年まで拡大する。
 - ・円建て金利スワップの前後スタブ付取引について、清算対象とす る。

- の5等
- ・IRS業務方法書の取扱い 第30条の4の2等
- ・金利スワップ取引清算業務 に係る手数料に関する規 則第5条等

IRS業務方法書の取扱い 第9条等

- 3. 清算基金の所要額算出期間の見直し
 - ・金利スワップ取引に係る清算基金所要額の算出頻度を現行の週次・金利スワップ清算基金所要 から日次に変更する。
 - 額に関する規則第2条等

- 4. その他
 - ・その他、所要の改正を行う。
 - Ⅲ. 施行日

2018年9月25日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

		(ページ)
1.	金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2.	金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	5
3.	金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	1 4
4.	金利スワップ清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	1 7

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び ISDA定義集において使用される用語の例に よるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(4) の2 「解約手数料」とは、一括コンプレッション、参加者提案型コンプレッション<u>又は</u> <u>JSCC提案型コンプレッション</u>により清算 約定がその終了日前に終了した場合において、当社と当該清算約定の当事者である清算参加 者との間で授受される金銭をいう。

(4) の3~ (72) (略)

(72) の2 「JSCC提案型コンプレッション」とは、第53条の2の4の規定に基づき、当社が定める方法により、二以上の清算参加者又は清算委託者に係る清算約定についてコンプレッションを行うことをいう。

(73) (略)

2 · 3 (略)

(清算約定の J S C C 提案型コンプレッション)

- 第53条の2の4 清算参加者は、清算約定につい てJSCC提案型コンプレッションを行おうと する場合には、当社が定めるところにより、あら かじめ当社にその旨の意思表示をするものとす る。
- 2 前項に規定する意思表示を行った清算参加者 は、JSCC提案型コンプレッションを行おうと する清算約定について、当社が定める方法により 申込みを行う。
- 3 当社は、前項の規定により J S C C 提案型コンプレッションの申込みを受けた場合、当該申込み内容に基づき当社が提案するコンプレッションにより終了する清算約定及び新たに成立する清

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び ISDA定義集において使用される用語の例に よるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(4) の2 「解約手数料」とは、一括コンプレッション<u>又は</u>参加者提案型コンプレッション により清算約定がその終了日前に終了した場合において、当社と当該清算約定の当事者である清算参加者との間で授受される金銭をいう。

(4) の $3 \sim (72)$ (略)

(新設)

(73) (略)

2 · 3 (略)

算約定の内容を、当該清算約定の当事者である清 算参加者に対して通知する。

- 4 当社は、前項に規定する提案内容について、第 2項に規定するJSCC提案型コンプレッショ ンの申込みを行ったすべての清算参加者から当 社に対して、当社の定める方法による承諾がなさ れた場合において、当該申込みに係る清算約定及 びJSCC提案型コンプレッションにより新た に成立する清算約定が当社の定める条件を満た すこと並びに当該清算参加者がJSCC提案型 コンプレッションが成立したと仮定して算出す る債務負担時所要証拠金の額について当社に預 託又は交付していること(以下これらの事項を 「JSCC提案型コンプレッション成立要件」と いう。)を当社が定めるところにより確認するも のとし、JSCC提案型コンプレッション成立要 件を満たしているときは、当社が当該確認を行っ た時点をもって、当社及び当該清算参加者は、」 SCC提案型コンプレッションの提案内容に従 い清算約定を終了させ、新たな清算約定を、清算 約定(担保型)として成立させる。
- 5 前項の規定により終了した清算約定に基づく 債権債務(当社が定めるものを除く。)は、将来 に向かって消滅する。
- 6 当社は、第4項に規定するJSCC提案型コンプレッション成立要件の充足の確認を行った時点で、JSCC提案型コンプレッション成立要件を満たしていない場合、JSCC提案型コンプレッションを行わないものとする。
- 7 清算参加者は、第2項の規定によるJSCC提 案型コンプレッションの申込みについて、当社が 定める方法により、JSCC提案型コンプレッションの申込みを撤回することができる。
- 8 第4項の規定により終了した清算約定に係る 当事者は、当社が定めるところにより当社との間 で解約手数料として金銭を授受するものとする。
- 9 前各項に規定するほか、清算約定のJSCC提 <u>案型コンプレッションに必要な事項は、当社が定</u> める。

(清算委託者が行う清算約定(委託分)に関するJ SCC提案型コンプレッションの申込み等)

- 第57条の5 清算委託者は、清算約定(委託分) について、JSCC提案型コンプレッションの利 用に係る意思表示の指図、JSCC提案型コンプ レッションを行う清算約定(委託分)の申込みの 指図、当該申込みの撤回の指図又はJSCC提案 型コンプレッションに係る承諾の指図を行おう とする場合には、当該清算委託者とその受託清算 参加者との間で定めるところにより、その旨を受 託清算参加者に通知するものとする。
- 2 受託清算参加者は、前項に規定する通知を受領した場合には、第53条の2の4第1項、第2項、第4項又は第7項の規定に従い、当該通知に係る清算約定(委託分)について当社に対してJSCC提案型コンプレッションの利用に係る意思表示、JSCC提案型コンプレッションを行う清算約定(委託分)の申込み、当該申込みの撤回又はJSCC提案型コンプレッションに係る承諾を行うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年9月25日から施 行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社 と清算参加者の間の決済を行うために必要な当 社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場 合その他やむを得ない事由により、改正後の規定 を適用することが適当でないと当社が認める場 合には、平成30年9月25日以後の当社が定め る日から施行する。

(適格金利スワップ取引の要件)

- 第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件(有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件)とする。
 - $(1) \sim (8)$ 略
 - (9) 債務負担の申込みの日における終了 日までの期間について、次のaからdまで に掲げる金利スワップ取引ごとに、当該a からdまでに定める期間であること。
 - a 変動金利としてAUD-BBR-B BSWであるものを対象とする金利ス ワップ取引 3日以上3,666日以 内
 - b 変動金利として<u>JPY-TIBOR</u>
 -17097、EUR-EURIBO
 R-Telerate又はEUR-E
 URIBOR-Reutersである
 ものを対象とする金利スワップ取引
 3日以上7、318日以内
 - c 変動金利としてJPY-TIBOR
 -ZTIBOR又はUSD-LIBO
 R-BBAであるものを対象とする金
 利スワップ取引 (当該取引のうち、前 b に掲げる取引に該当するものを除 く。) 3日以上10,971日以内
 d (略)

ĺΗ

(適格金利スワップ取引の要件)

- 第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件(有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件)とする。
 - (1)~(8)略
 - (9) 債務負担の申込みの日における終了 日までの期間について、次のaからdまで に掲げる金利スワップ取引ごとに、当該a からdまでに定める期間であること。
 - a 変動金利として<u>JPY-TIBOR</u>
 -17097又はAUD-BBR-B
 BSWであるものを対象とする金利スワップ取引 3日以上3,666日以内
 - b 変動金利として<u>JPY-TIBOR</u>
 -ZTIBOR、EUR-EURIB
 OR-Telerate又はEUREURIBOR-Reutersであるものを対象とする金利スワップ取引
 (当該取引のうち、前aに掲げる取引
 に該当するものを除く。) 3日以上
 7,318日以内
 - c 変動金利としてUSD-LIBOR BBAであるものを対象とする金利 スワップ取引 3日以上10,971 日以内

d (略)

(損益差金等の授受の申込みの方法等)第29条の2 (略)2~3 (略)

4 当社は、業務方法書第51条の2第1項の規 定による損益差金等の授受の申込みについて、 同条第2項の規定による資金決済化要件の充 足の確認を、当該申込みを受けた日の午後4時 (業務方法書第53条第2項の規定に従い当 社が取引毎コンプレッション要件の充足の確 認を行ったときは、当該確認を行った時点、業 務方法書第53条の2第2項の規定に従い当 社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確 認を行ったときは、当該確認を行った時点、業 務方法書第53条の2の3第2項の規定に従 い当社が参加者提案型コンプレッション成立 要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を 行った時点、業務方法書第53条の2の4第4 項の規定に従い当社がJSCC提案型コンプ レッション成立要件の充足の確認を行ったと きは、当該確認を行った時点、業務方法書第5 3条の4第1項、同第58条の3第1項、同第 58条の5第1項又は同第58条の7第1項 の規定に従い当社が清算参加者からの承継又 は移管の申込みを承諾したときは、当該承諾の 時点をいう。) 以降速やかに行うものとする。 ただし、午後4時より後の当該申込み(午後5 時30分から午後7時までの間に新たに自己 取引口座又は委託取引口座に記録された清算 約定について、第2項の規定により当社に対し て損益差金等の授受の申込みが行われたもの とみなされる場合を含む。) については、午後 7時以降速やかに当該要件の充足の確認を行 うものとする。

(清算約定のJSCC提案型コンプレッションの申込みの方法等)

第30条の4の2 業務方法書第53条の2の 4第1項に規定する当社への意思表示は、清算 参加者が、JSCC提案型コンプレッションを (損益差金等の授受の申込みの方法等)第29条の2 (略)2~3 (略)

4 当社は、業務方法書第51条の2第1項の規 定による損益差金等の授受の申込みについて、 同条第2項の規定による資金決済化要件の充 足の確認を、当該申込みを受けた日の午後4時 (業務方法書第53条第2項の規定に従い当 社が取引毎コンプレッション要件の充足の確 認を行ったときは、当該確認を行った時点、業 務方法書第53条の2第2項の規定に従い当 社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確 認を行ったときは、当該確認を行った時点、業 務方法書第53条の2の3第2項の規定に従 い当社が参加者提案型コンプレッション成立 要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を 行った時点、業務方法書第53条の4第1項、 同第58条の3第1項、同第58条の5第1項 又は同第58条の7第1項の規定に従い当社 が清算参加者からの承継又は移管の申込みを 承諾したときは、当該承諾の時点をいう。) 以 降速やかに行うものとする。ただし、午後4時 より後の当該申込み(午後5時30分から午後 7時までの間に新たに自己取引口座又は委託 取引口座に記録された清算約定について、第2 項の規定により当社に対して損益差金等の授 受の申込みが行われたものとみなされる場合 を含む。) については、午後7時以降速やかに 当該要件の充足の確認を行うものとする。

- 行おうとする清算約定(清算約定(自己分)及び清算委託者(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。)に係る清算約定(委託分)とする。)について、当社所定の書面を当社がその都度指定するときまでに当社に提出する方法により行うものとする。
- 2 業務方法書第53条の2の4第2項及び第 7項に規定する当社が定める方法は、JSCC 提案型コンプレッションを行おうとする自己 取引口座又は委託取引口座に記録されている 清算約定を、金利スワップ取引清算業務システ ムを用いて指定する方法とする。
- 3 業務方法書第53条の2の4第4項に規定 する当社の定める方法は、清算参加者が、JS CC提案型コンプレッション成立要件を確認 する日の午前10時までに当社所定の書面を 当社に提出する方法とする。
- 4 業務方法書第53条の2の4第4項に規定 する当社の定める条件は、次に定めるとおりと する。
 - (1) JSCC提案型コンプレッションの申 込みに係る清算約定及びJSCC提案型コ ンプレッションにより新たに成立する清算 約定が、固定金利と変動金利を交換する想定 元本の金額が一定の円貨建清算約定である こと
 - (2) JSCC提案型コンプレッション成立 要件の確認を行う日からその翌当社営業日 までの日が、JSCC提案型コンプレッショ ンの申込みに係る清算約定及びJSCC提 案型コンプレッションにより新たに成立す る清算約定の金利支払日にあたらないこと。
 - (3) JSCC提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定及びJSCC提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定のアップフロントフィーの決済日が、JSCC提案型コンプレッションの利用に係る意思表示の期限日以前であること。
 - (4) JSCC提案型コンプレッションの申

- 込みに係る清算約定が、当社がその都度指定 するときまでに債務負担されたものである こと
- (5) JSCC提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定が第9条に規定する適格金利スワップ取引の要件(同条第1項第3号に掲げるものを除く。)を満たすこと。
- 5 当社は、業務方法書第53条の2の4第4項 の規定によるJSCC提案型コンプレッショ ン成立要件の確認を、当社が通知により定める 日の午後4時以降速やかに行うものとする。
- 6 業務方法書第53条の2の4第8項に規定する解約手数料は、JSCC提案型コンプレッションが成立した翌々当社営業日に当社とJSCC提案型コンプレッションにより終了した清算約定の当事者である清算参加者との間で授受するものとする。
- 7 当社は、業務方法書第53条の2の4第4項 に規定するJSCC提案型コンプレッション 成立要件の充足の確認を行った時点で、JSC C提案型コンプレッションの申込みがなされた清算約定について、同第53条第1項の規定による取引毎コンプレッションの申込み又は同第53条の2第1項によるクーポン・ブレン ディングの申込みが行われていた場合、JSC C提案型コンプレッションに係る申込みを優先する。
- 8 当社は、業務方法書第53条の2の4第4項に規定する承諾が同条第2項に規定するJSCC提案型コンプレッションの申込みを行ったすべての清算参加者から行われない場合又は金利スワップ取引清算業務システムその他の金利スワップ取引清算業務を行うために必要な当社若しくは当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他のやむを得ない事由により必要があると認める場合には、JSCC提案型コンプレッション成立要件の確認を行わないこととし又はJSC

C提案型コンプレッション成立要件の確認を 行う時間を変更することができる。この場合に おいて、当社は、当該確認を行わないこと又は 当該確認を行う時間を変更すること及びその 変更後の時間を、遅滞なく清算参加者に通知す るものとする。

(変動証拠金所要額)

第38条 業務方法書第78条第1項に規定する当社が定める変動証拠金所要額の算出方法及び同条第2項に規定する当社が定める清算約定(担保型)の清算約定(委託分)の変動証拠金所要額の算出方法は、次の各号に掲げる通貨の清算約定(担保型)ごとに、当該各号に定める方法とする。

(1) 円貨建清算約定

算出日の前当社営業日の午後3時2分に おける清算イールド・カーブに基づいて当該 当社営業日の午後4時の時点(業務方法書第 51条の2第2項の規定に従い当社が資金 決済化要件の充足の確認を行ったときは、当 該確認を行った時点、業務方法書第53条第 2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッ ション要件の充足の確認を行ったときは、当 該確認を行った時点、業務方法書第53条の 2第2項の規定に従い当社がクーポン・ブレ ンディング要件の充足の確認を行ったとき は、当該確認を行った時点、業務方法書第5 3条の2の3第2項の規定に従い当社が参 加者提案型コンプレッション成立要件の充 足の確認を行ったときは、当該確認を行った 時点、業務方法書第53条の2の4第4項の 規定に従い当社がJSCC提案型コンプレ ッション成立要件の充足の確認を行ったと きは、当該確認を行った時点、業務方法書第 53条の4第1項、同第58条の3第1項、 同第58条の5第1項又は同第58条の7 第1項の規定に従い当社が清算参加者から の承継又は移管の申込みを承諾したときは、

(変動証拠金所要額)

第38条 業務方法書第78条第1項に規定する当社が定める変動証拠金所要額の算出方法及び同条第2項に規定する当社が定める清算約定(担保型)の清算約定(委託分)の変動証拠金所要額の算出方法は、次の各号に掲げる通貨の清算約定(担保型)ごとに、当該各号に定める方法とする。

(1) 円貨建清算約定

算出日の前当社営業日の午後3時2分に おける清算イールド・カーブに基づいて当該 当社営業日の午後4時の時点(業務方法書第 51条の2第2項の規定に従い当社が資金 決済化要件の充足の確認を行ったときは、当 該確認を行った時点、業務方法書第53条第 2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッ ション要件の充足の確認を行ったときは、当 該確認を行った時点、業務方法書第53条の 2 第 2 項の規定に従い当社がクーポン・ブレ ンディング要件の充足の確認を行ったとき は、当該確認を行った時点、業務方法書第5 3条の2の3第2項の規定に従い当社が参 加者提案型コンプレッション成立要件の充 足の確認を行ったときは、当該確認を行った 時点、業務方法書第53条の4第1項、同第 58条の3第1項、同第58条の5第1項又 は同第58条の7第1項の規定に従い当社 が清算参加者からの承継又は移管の申込み を承諾したときは、当該承諾の時点をいう。 以下本号及び次条において同じ。)における 清算約定(担保型)の円貨建清算約定につい て算出した正味現在価値と、算出日の午後3

当該承諾の時点をいう。以下本号及び次条に おいて同じ。)における清算約定(担保型) の円貨建清算約定について算出した正味現 在価値と、算出日の午後3時2分における清 算イールド・カーブに基づいて当該算出日の 午後4時の時点における清算約定(担保型) の円貨建清算約定について算出した正味現 在価値の差額に相当する額を求める方法

 $(2) \sim (4)$ (略)

 $2 \sim 3$ (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年9月25日から 施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年9月25日以後の当社が定める日から施行する。

別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

- 1 当初証拠金所要額
- (1)清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額(次号に規定する場合以外の場合)
 - a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座の算出日の午後4時時点(業務方法書第53条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッション要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2第2項の規定に従い当社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第

時2分における清算イールド・カーブに基づいて当該算出日の午後4時の時点における清算約定(担保型)の円貨建清算約定について算出した正味現在価値の差額に相当する額を求める方法

 $(2) \sim (4)$ (略) $2 \sim 3$ (略)

別表 2 当初証拠金所要額の算出方法

- 1 当初証拠金所要額
- (1)清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額(次号に規定する場合以外の場合)
 - a 清算約定(自己分)に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座の算出日の午後4時時点(業務方法書第53条第2項の規定に従い当社が取引毎コンプレッション要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第53条の2第2項の規定に従い当社がクーポン・ブレンディング要件の充足の確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行ったときは、当該確認を行った時点、業務方法書第

53条の2の4第4項の規定に従い当社が JSCC提案型コンプレッション成立要件 の充足の確認を行ったときは、当該確認を行 った時点、業務方法書第53条の4第1項、 同第58条の3第1項、同第58条の5第1 項又は同第58条の7第1項の規定に従い 当社が承継又は移管の申込みを承諾したと きは、当該承諾の時点をいう。以下別表 2 に おいて同じ。) における円貨建清算約定、豪 ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユー 口建清算約定ごとの同日午後3時2分時点 (ユーロ建清算約定にあっては、午前11時 2分時点)の清算イールド・カーブに基づき 算出した正味現在価値及び当該算出日の午 後6時30分までに当該自己取引口座に係 る清算参加者が当該自己取引口座に関して クロスマージンの承諾を行った国債証券先 物取引の建玉の同日の清算値段に基づき算 出した現在価値(以下「先物清算値段価値」 という。) について、次の(a)及び(b) に規定する変動額のうち、当該変動額の合計 額が負の数となるものについてその絶対値 が大きい順に上位12位までの値の平均値 として算出される額をいう。ただし、当社が 市場環境の急激な変化が生じた場合その他 当社の金利スワップ取引清算業務の適切な 遂行を確保する観点から必要と認める場合 には、当該額を臨時に変更することができ る。

$$(a) \cdot (b)$$
 (略)
 $b \sim h$ (略)
 $(1) \mathcal{O} 2 \sim (4)$ (略)
 $2 \cdot 3$ (略)

様式第3号 清算受託契約の様式 金利スワップ清算受託契約書 (JSCC提案型コンプレッションを利用する 場合の適用規定の変更)

53条の4第1項、同第58条の3第1項、 同第58条の5第1項又は同第58条の7 第1項の規定に従い当社が承継又は移管の 申込みを承諾したときは、当該承諾の時点を いう。以下別表2において同じ。)における 円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル 建清算約定又はユーロ建清算約定ごとの同 日午後3時2分時点(ユーロ建清算約定にあ っては、午前11時2分時点)の清算イール ド・カーブに基づき算出した正味現在価値及 び当該算出日の午後6時30分までに当該 自己取引口座に係る清算参加者が当該自己 取引口座に関してクロスマージンの承諾を 行った国債証券先物取引の建玉の同日の清 算値段に基づき算出した現在価値(以下「先 物清算値段価値」という。)について、次の (a)及び(b)に規定する変動額のうち、 当該変動額の合計額が負の数となるものに ついてその絶対値が大きい順に上位12位 までの値の平均値として算出される額をい う。ただし、当社が市場環境の急激な変化が 生じた場合その他当社の金利スワップ取引 清算業務の適切な遂行を確保する観点から 必要と認める場合には、当該額を臨時に変更 することができる。

様式第3号 清算受託契約の様式 金利スワップ清算受託契約書 第57条乙がJSCC提案型コンプレッションを利用する場合、第26条の7の次に以下の一条を加えて適用する。

(委託清算約定に関する J S C C 提案型コンプレッションの申込み)

- 第26条の8 乙は、委託清算約定に関するJ SCC提案型コンプレッションの利用に係 る意思表示の指図、JSCC提案型コンプレ ッションを行う委託清算約定の申込みの指 図、当該申込みの撤回の指図又はJSCC提 案型コンプレッションに係る承諾の指図を 行おうとする場合には、甲乙間で合意する日 時までに、甲乙間で合意する方法により、そ の旨を甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受領した場合には、業務方法書等の定めるところにより、クリアリング機構に対して当該通知に係るJSCC提案型コンプレッションの利用に係る意思表示、JSCC提案型コンプレッションを行う委託清算約定の申込み、当該申込みの撤回又はJSCC提案型コンプレッションに係る承諾を行うものとする。
- 2 前項の場合には、第28条及び第28条の2 の規定は、次のとおり改めて適用する。

(取引毎コンプレッション等による本清算 委託取引の終了)

第28条 取引毎コンプレッション、クーポン・ブレンディング、一括コンプレッション、参加者提案型コンプレッション又はJSC C提案型コンプレッションにより委託清算 約定が終了した場合には、当該委託清算約定に係る本清算委託取引も当然に終了するとともに、当該本清算委託取引に基づく債権債務(業務方法書等の定めるところによりクリアリング機構が取引毎コンプレッション要件、クーポン・ブレンディング要件、一括コンプレッション成立要件、参加者提案型コンプレッション成立要件又はJSCC提案型コンプレッション成立要件の充足を確認す

ることができたときに既に発生している当該本清算委託取引(外貨建委託清算約定に関するものに限る。)に基づく預託又は支払いが完了していない変動証拠金等に関する債権債務を除く。)は、業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅するものとする。この場合において、当該本清算委託取引に関し、甲乙間に未決済の金銭がある場合には、甲及び乙は、速やかに当該金銭の授受を行うものとする。

(取引毎コンプレッション等による本清算 委託取引の成立)

第28条の2 取引毎コンプレッション、クーポン・ブレンディング、一括コンプレッション又ション、参加者提案型コンプレッション又はJSCC提案型コンプレッションにより甲とクリアリング機構の間に新たな委託清算約定が成立した場合には、甲乙間において当該委託清算約定に係る本清算委託取引が同時に成立するものとする。

(注8) 甲及び乙は、乙がJSCC提案型コ ンプレッションを利用しない場合には、本契 約から第57条を削除することができる。

(円貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション、同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッション又は同第53条の2の4に規定するJSCC提案型コンプレッションにより清算約定が成立する場合の円貨建清算約定に係る清算手数料について準用する。

(コンプレッション手数料)

- 第5条 コンプレッション手数料は、次の各号に 掲げるコンプレッションの区分に応じ、当該各 号に定めるところにより自己取引口座及び委 託取引口座ごとに算出した金額の総額とする。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 業務方法書第53条の2の4に規定するJSCC提案型コンプレッション

JSCC提案型コンプレッションにより終了した清算約定の件数からJSCC提案型コンプレッションにより新たに成立した清算約定の件数を減じた件数(以下「JSCC提案型コンプレッション手数料対象件数」という。)について、JSCC提案型コンプレッションが成立した月の属する計算年度における当該時点の累計のJSCC提案型コンプレッション手数料対象件数に応じ、JSCC提案型コンプレッション手数料対象件数1件あたり次に掲げる金額

a当該計算年度の J S C C 提案型コンプレッション手数料対象件数の累計が2,50 0 件までの部分1件あたり6,000円

 \square

(円貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション又は同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッションにより清算約定が成立する場合の円貨建清算約定に係る清算手数料について準用する。

(コンプレッション手数料)

第5条 コンプレッション手数料は、次の各号に 掲げるコンプレッションの区分に応じ、当該各 号に定めるところにより自己取引口座及び委 託取引口座ごとに算出した金額の総額とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- b 当該計算年度のJSCC提案型コンプ レッション手数料対象件数の累計が2,5 00件を超え、5,000件までの部分 1件あたり3,600円
- c 当該計算年度のJSCC提案型コンプ レッション手数料対象件数の累計が5,0 00件を超える部分 1件あたり1,20 0 円

2 · 3 (略)

(クライアント・クリアリング手数料)

第5条の2 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッショ ン、同第53条の2の3に規定する参加者提案 型コンプレッション又は同第53条の2の4 に規定するJSCC提案型コンプレッション により清算約定が成立する場合のクライアン ト・クリアリング手数料について準用する。

(クライアント・クリアリング手数料に係る特 則)

第5条の2の2 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッショ ン、同第53条の2の3に規定する参加者提案 型コンプレッション又は同第53条の2の4 に規定するJSCC提案型コンプレッション により、クライアント・クリアリングに係る清 算約定が成立し届出委託取引口座に記録され る場合の当該清算約定に関するクライアン ト・クリアリング手数料について準用する。

2 · 3 (略)

(クライアント・クリアリング手数料) 第5条の2 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッショ ン又は同第53条の2の3に規定する参加者 提案型コンプレッションにより清算約定が成 立する場合のクライアント・クリアリング手数 料について準用する。

(クライアント・クリアリング手数料に係る特 則)

第5条の2の2 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定 する取引毎コンプレッション、同第53条の2 に規定するクーポン・ブレンディング、同第5 3条の2の2に規定する一括コンプレッショ ン又は同第53条の2の3に規定する参加者 提案型コンプレッションにより、クライアン ト・クリアリングに係る清算約定が成立し届出 委託取引口座に記録される場合の当該清算約 定に関するクライアント・クリアリング手数料 について準用する。

(LIBORライセンス手数料)

第 5 条の 7 各月の L I B O R ライセンス手数料 は、自己取引口座及び委託取引口座ごとに、変 動金利としてJPY-LIBOR-BBA又 はUSD-LIBOR-BBAを対象とする 清算約定について、当社が公示により定める債 務負担の申込みの日における終了日までの期 間に応じて、当該各月に成立した清算約定(業 務方法書第53条に規定する取引毎コンプレ ッション、同第53条の2に規定するクーポ ン・ブレンディング、同第53条の2の2に規 定する一括コンプレッション、同第53条の2 の3に規定する参加者提案型コンプレッショ ン又は同53条の2の4に規定するJSCC 提案型コンプレッションにより成立した清算 約定を除く。) の想定元本の通貨ごとの合計額 (外貨建清算約定に係る合計額にあっては、当 社が公示により定める為替相場の気配値を用 いて日本円に換算した額の合計額とする。)に、 当社が公示により定める値を乗じた金額を1, 000,000で除した額の総額とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年9月25日から 施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年9月25日以後の当社が定める日から施行する。

(LIBORライセンス手数料)

第5条の7 各月のLIBORライセンス手数料 は、自己取引口座及び委託取引口座ごとに、変 動金利としてJPY-LIBOR-BBA又 はUSD-LIBOR-BBAを対象とする 清算約定について、当社が公示により定める債 務負担の申込みの日における終了日までの期 間に応じて、当該各月に成立した清算約定(業 務方法書第53条に規定する取引毎コンプレ ッション、同第53条の2に規定するクーポ ン・ブレンディング、同第53条の2の2に規 定する一括コンプレッション又は同第53条 の2の3に規定する参加者提案型コンプレッ ションにより成立した清算約定を除く。)の想 定元本の通貨ごとの合計額(外貨建清算約定に 係る合計額にあっては、当社が公示により定め る為替相場の気配値を用いて日本円に換算し た額の合計額とする。) に、当社が公示により 定める値を乗じた金額を1,000,000で 除した額の総額とする。

(金利スワップ清算基金所要額)

- 第2条 各清算参加者に係る金利スワップ清 算基金所要額は、<u>毎営業日、</u>別表「金利ス ワップ清算基金所要額の算出に関する表」 により算出する額とする。ただし、当社は、 当該清算参加者が合併する場合その他必要 と認める場合に限り、金利スワップ清算基 金所要額を臨時に変更することができる。
- 2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年9月25日 から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年9月25日以後の当社が定める日から施行する。

別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表

1 各清算参加者に係る金利スワップ清算基金所要額は、金利スワップ清算基金算出日 (金利スワップ清算基金所要額の算出を行 う日をいう。以下同じ。)におけるストレス時想定損失負担額と1億円のうちいずれか大きい額とする。 旧

(金利スワップ清算基金所要額)

- 第2条 各清算参加者に係る金利スワップ清算基金所要額は、別表「金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表」により算出する額とする。ただし、当社は、当該清算参加者が合併する場合その他必要と認める場合に限り、金利スワップ清算基金所要額を臨時に変更することができる。
- 2 (略)

別表 金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表

- 1 各清算参加者に係る金利スワップ清算基金所要額は、金利スワップ清算基金算出日 (毎週最終当社営業日の前当社営業日(当社が通知により別に定める場合を除く。)をいう。以下同じ。)におけるストレス時想定損失負担額と1億円のうちいずれか大きい額とし、当該額を当該金利スワップ清算基金算出日からその直後の金利スワップ消算基金算出日の前日まで適用する。
- 2 (略)

2 (略)